

離島漁業再生事業の実施に当たり、事業主体及び市町村に対して根拠資料等に基づいて平均漁業所得の算出及び確認を行うよう指導したり、市町村に対して事業主体が目標を達成していない場合等にはその原因等の把握及び分析を行うなどするよう指導したりして、所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認や目標達成に向けた指導等が適切に行われるよう改善させたもの

支	所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認が適切に行われていなかった事態に係る事業主体に対する交付額(1)	(背景金額) 4 4 億 3 8 1 8 万円
支	目標年度に目標を達成できなかった事業主体に対して目標達成に向けた指導等が行われていなかった事態に係る事業主体に対する交付額(2)	3 億 9 5 7 5 万円
支	目標年度前に実績値が目標値を下回っていた事業主体に対して必要性の検討が行われないうまま目標達成に向けた指導等が行われていなかった事態に係る事業主体に対する交付額(3)	(背景金額) 1 1 億 3 6 1 3 万円
支	(1)及び(3)の純計	(背景金額) 4 4 億 3 8 1 8 万円

1 事業の概要

(1) 離島漁業再生事業の概要

水産庁は、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領」等に基づき、離島振興法の指定地域等のうち一定以上の不利性を有する離島を対象として、離島漁業再生事業交付金(以下「離島交付金」)を都道県に交付している。そして、離島交付金は、市町村が離島漁業再生事業を実施する漁業集落(以下「事業主体」)に交付金を交付するのに要する経費に充てるために、都道県が市町村に交付するのに要する経費に充てられる。実施要領等によれば、離島交付金の交付対象となる漁業集落は、漁業就業者(事業主体において共同で取組等を行う者の間で締結される協定(以下「集落協定」)の構成員であって年間30日以上漁業活動を行っている漁業者)1人当たりの平均漁業所得(漁業収入から漁業支出を差し引いたもの(以下「漁業所得」)の1人当たりの平均)が、所在する都道府県の都道府県庁所在地の勤労者1人当たりの平均所得を上回る場合に該当するものでないこと(以下「所得要件」)などの交付要件を満たす集落とされている。

(2) 促進計画及び集落協定の策定並びに目標の設定

実施要領等によれば、事業主体は、所在する市町村長が策定した漁業の振興方向に関する目標等を記載した市町村離島漁業集落活動促進計画(以下「促進計画」)の内容に即して、原則として計画期間(第3期は平成27年度から令和元年度まで、第4期は2年度から6年度まで)ごとに集落協定を策定し、市町村長の認定を受けることとされており、集落協定には、対象となる漁業世帯の数、事業主体の目標等を記載することとされている。そして、事業主体の目標は、促進計画で定められた目標の中から選択して設定することとされており、第4期からは漁業所得及び漁業就業者数を含む定量的な目標を複数設定することとされている。また、目標に係る計画期間開始前年度等(以下「基準年度」)の数値(以下「現状値」、計画期間中の各年度の数値を「実績値」)及び計画期間最終年度(以下「目標年度」)の目標とする数値(以下「目標値」)を記載することになっている。そして、事業主体が集落協定の認定を申請する際は、集落協定の対象となる各漁業世帯から提出を受けた漁業所得等を記載した漁業所得調書等を取りまとめて集落協定に添付して提出することとされている。

(3) 所得要件の該当性等の確認及び事業主体に対する目標達成に向けた指導等

実施要領等によれば、市町村長は、毎年度、所得要件等の該当性、漁業所得、目標の達成状況等について確認することとされている。そして、所得要件等を満たすことができなくなった事業主体については、次年度以降、離島交付金の交付対象とならないとされている。また、目標年度に目標が達成できていない場合や、目標年度前であっても上記確認の結果必要な場合に

は、市町村長は、事業主体に対して目標を達成させるための指導や集落協定に定められている事項を見直すなどの指導等(これらを「目標達成に向けた指導等」)を行うこととされている。

2 検査の結果

13都道県内の66市町村に所在する196事業主体が、平成27年度から令和2年度までの間に実施した離島漁業再生事業(事業費計90億7136万円、離島交付金計44億7297万円)を対象として検査した。

(1) 所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認が適切に行われていなかった事態

第3期の基準年度及び目標年度並びに第4期の基準年度の平均漁業所得を確認したところ、検査の対象とした66市町村の196事業主体全て(事業費計90億0178万円、離島交付金計44億3818万円)について、漁業収入又は漁業支出に、これらに該当しない収入又は支出を含めていたり、これらに該当する収入又は支出を含めていなかったり、平均漁業所得の算出に当たり、漁業就業者に該当しない者を算出の対象に含めていたりなどして、事業主体による平均漁業所得の算出及び市町村によるその内容の確認が適切に行われていなかったため、市町村において所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認が適切に行われていなかった。

そして、上記196事業主体の中から抽出した49事業主体について、保存されていた根拠資料等により、平均漁業所得の算出の対象者が漁業就業者に該当するかどうか確認できない事業主体については当該者が全て該当すると仮定するなどして、第3期の目標年度である元年度の平均漁業所得を試算した。その結果、事業主体から市町村に報告されていた金額と試算した金額との開差が1割以上となるなどしたものが計41事業主体(上記の49事業主体に対する割合84%)見受けられた。なお、このうち1事業主体は、報告された289万円に対して試算した金額は403万円となり、当該事業主体が所在する北海道の道庁所在地の勤労者1人当たりの平均所得(376万円)を上回る結果となった。また、上記49事業主体のうち36事業主体は第3期において平均漁業所得を目標として設定しており、このうち当該目標を達成したとされていた18事業主体のうち第3期の基準年度の根拠資料等が保存されていた7事業主体について、現状値及び目標値についても同様に試算したところ、5事業主体は、目標値に対する目標年度の実績値の割合が低くなり、このうち2事業主体は、目標年度の実績値が目標値を下回る試算結果となった。

(2) 目標達成に向けた指導等が行われていなかった事態

第3期の目標年度に平均漁業所得等に関する目標を達成できなかった128事業主体に対する42市町村の目標達成に向けた指導等の実施状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

上記42市町村の128事業主体のうち27市町村の104事業主体は、目標年度に目標を達成できなかったにもかかわらず、当該27市町村は、目標達成に向けた指導等を全く行っていなかった(目標年度に係る事業費計7億9869万円、離島交付金計3億9575万円)。

また、上記27市町村の104事業主体のうち26市町村の92事業主体は、目標年度前(平成27年度から30年度までの間の延べ318年度)においても実績値が目標値を下回っていたにもかかわらず、当該26市町村は、目標達成に向けた指導等を、その必要性の検討を行わないまま、全く行っていなかった(目標年度前に実績値が目標値を下回っていた年度に係る事業費計22億9343万円、離島交付金計11億3613万円)。

このように、離島漁業再生事業の実施に当たり、事業主体による平均漁業所得の算出及び市町村によるその内容の確認が適切に行われていなかったため、市町村において所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認が適切に行われていなかった事態並びに市町村による目標達成に向けた指導等が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 水産庁が講じた改善の処置

同庁は、所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認が適切に行われるよう、また、目標達成に向けた指導等が適切に行われるよう、令和4年7月に、都道県に対して文書を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 事業主体及び市町村に対して、平均漁業所得の算出方法を周知徹底するとともに、事業主体において、第4期の基準年度及び2、3両年度の平均漁業所得を確認し、適切に算出されていない場合には修正して、その結果を市町村に報告するよう指導し、市町村において確認の上、所得要件等の交付要件に該当しない場合には速やかに同庁に報告するよう指導した。そして、上記の報告があった場合には、同庁において必要に応じて所要の措置を講ずることとした。
- イ 事業主体に対して、平均漁業所得の算出に当たっては、根拠資料に基づいて収入又は支出が漁業収入又は漁業支出に該当するかなどについて確認し、適切に漁業所得を算出するよう、また、集落協定の構成員の漁業活動の日数等について確認し、漁業就業者に該当しない者を算出の対象に含めないようにするなどするよう指導した。
- ウ 市町村に対して、根拠資料に基づいて事業主体による平均漁業所得の算出が適切に行われているか確認し、所得要件の該当性及び目標の達成状況の確認を適切に行うよう指導した。また、事業主体が目標年度に目標を達成していない場合や目標年度前に実績値が目標値を下回っている場合には、その原因、取組内容等の把握及び分析を行って、目標年度の状況又は必要な場合には目標年度前の各年度の状況に応じて目標達成に向けた指導等を適切に行うよう指導した。